平成29年度 財務定期監査(監査対象:内部統制の実施状況) 指摘の概要 措置内容 措置状況 〇 指 摘 事 項 イ 内部統制上のルールの妥当性関連 (ア) 随意契約のあり方を整理するべきもの 委託契約に関する包括外部監査の結 他の方法 | 果報告を踏まえ、令和2年3月26日に 本市において委託契約は、入札になじま で対応 ないものとされてきた。しかし、入札になじ 「委託契約における適正な契約事務の まないものかという課題認識の下,入札可 | 徹底について」を通知した。この通知で 能な契約の洗い出しと入札実施に向けた検 は「委託事務の執行の適正化に関する要 討を平成24年度から始め、庁内の契約実態 綱」を令和2年4月1日付にて改正し、 調査や取扱い変更案の提示,変更案に対す 民法に定める請負と準委任の考え方を る意見集約を経て, 平成 25 年 12 月 26 日に 踏まえた委託契約の類型を見直すこと 「委託契約に関する取扱いの変更について で,委託契約とその他請負契約の区分の (通知)」が発出された。今日もこの通知の 適正化を図った。 考え方に沿って競争による業者選定を進め また,委託契約は事務処理を事業者に 委ねることになり,事業者の能力や相互 ている。 集約された意見の中には「『見積合せ事務 の信頼関係が重要となることから,一般 処理の手引』は手続が多く、全てを運用する 的には地方自治法施行令第 167 条の2 ことは困難です」とするものもあり、そうし 第2号に該当することが多いと考えら た意見も踏まえて, 平成 25 年 12 月 26 日通 れるが,契約ごとに随意契約理由を整理 知の枠組みは、①予定価格が 100 万円を超 しておく必要がある旨も合わせて周知 している。 え価格のみで競争可能なものは契約監理課 において入札を実施すること,②予定価格 が 100 万円を超える場合, 自治令の要件に

平成29年度の財務定期監査においても、 契約監理課で競争入札をする「その他請負 契約」とせず,局で見積合せをする「委託契 約」としていた事例があった。

り組んでいくこと,となっている。

該当していることが前提であるが、見積合 せによらざるを得ない場合は平成26年度に ついては各局室区で「見積合せ事務処理の 手引」により行うこと、③入札参加を希望す る事業者は登録が必要であることを原課か らも事業者に周知し契約監理課も協同で取

これは、平成26年度に限って見積合せが 許容されていた案件について、平成27年度 以降の取扱いが示されていないことに起因 している。

平成30年2月1日にはその他請負契約の

平成29年度 財務定期監査(監査対象:内部統制の実施状況)

指摘の概要	措 置 内 容	措置状況
類型を示した「委託契約における適正な契		
約事務の徹底について (通知)」が発出され		
た。庁内の事務負担や執行体制を踏まえて、		
契約事務手続規程のその他請負契約の定義		
を通知に合わせたものとし、それ以外は委		
託契約に該当し自治令の要件に該当する特		
命随意契約と整理することも含めて検討す		
るべきである。これにより法令上の課題を		
克服することができる。		